

2021年4月20日(火)～5月11日(火)の期間に
営業時間短縮の要請にご協力いただいている事業者の皆さまへ

まん延防止等重点措置の実施に伴う 「愛知県感染防止対策協力金 (4/20～5/11実施分)」のお知らせ

1. 営業時間短縮要請枠

■対象となる事業者

県内の営業時間短縮要請を受けた施設を運営する事業者

<対象施設> 「飲食店等」

・飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要 ・大企業も対象

■営業時間短縮の内容・支給額等 ※1

対象エリア	名古屋市全域	名古屋市を除く愛知県内全域
対象期間	2021年4月20日(火)～5月11日(火)【22日間】	
営業時間の短縮 ※2	午前5時から 午後8時まで ・酒類の提供は午前11時から午後7時まで	午前5時から 午後9時まで
主な要件	・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示 ・ カラオケ設備の利用自粛 (設備を提供している店舗のみ)	
交付額 ※3	➤ 中小企業 ※4 売上高に応じて 4万円～10万円 ➤ 大企業 売上高減少額の4割 (最大20万円)	➤ 中小企業 ※4 売上高に応じて 2.5万円～7.5万円 ➤ 大企業 売上高減少額の4割 (最大20万円) ※5

※1 今後、感染拡大状況の変化により、営業時間短縮要請の内容が変更される場合があります。その場合、対象期間や支給額等も変更になる場合があります。

※2 営業時間の短縮には、感染防止対策のため終日休業した場合も含まれます。

※3 1店舗1日あたりの支給額

※4 大企業と同様、売上高減少額の4割(最大20万円)を選択することも可能

※5 「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3」のいずれか低い額

■注意事項

「カラオケ設備利用自粛要請枠」との重複受給はできません。

2021年4月20日(火)～5月11日(火)の期間に
カラオケ設備利用自粛の要請にご協力いただいている事業者の皆さまへ

まん延防止等重点措置の実施に伴う 「愛知県感染防止対策協力金（4/20～5/11実施分）」のお知らせ

2. カラオケ設備利用自粛要請枠

■対象となる事業者 ※1

- ① カラオケ設備を提供している営業時間短縮要請対象外の飲食店等 ※2
- ② 営業時間短縮要請対象外のカラオケボックスを運営する事業者 ※3

※1 大企業も含む

※2 営業時間が元々昼間のみのカラオケ喫茶等を想定

※3 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得していない場合を想定

■営業時間短縮の内容・支給額等 ※4

対象エリア	愛知県内全域
対象期間	2021年4月20日(火)～5月11日(火)【22日間】
利用自粛	カラオケ設備の利用自粛
主な要件	・業種別ガイドラインを遵守 ・県の「安全・安心宣言施設」に登録し、PRステッカーとポスターを掲示
交付額	1店舗1日あたり1万円 ※5

※4 今後、感染拡大状況の変化により、利用自粛要請の内容が変更される場合があります。その場合、対象期間や支給額等も変更になる場合があります。

※5 夜間営業を行っている飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得していないカラオケボックスは、「営業時間短縮要請枠」と同額を支給。

■注意事項

「営業時間短縮要請枠」との重複受給はできません。飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得しているカラオケボックスを運営している事業者は、「営業時間短縮要請枠」で申請してください。

申請受付期間

どちらも6月を目途に申請開始予定

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/210420kyoryoku.html>

